

## 訪問看護重要事項説明書【医療保険】

貴利用者様の訪問看護の提供開始にあたり、事業者が説明すべき重要事項は以下のとおりです。

### 1. 事業者（法人）概要

事業者名称	医療法人 札幌麻生脳神経外科病院
所在地	北海道札幌市東区北 22 条東 1 丁目 1 番 40 号
代表者名	理事長 齋藤 久泰
電話番号	電話 011-731-2321 FAX 011-731-0559

### 2. 事業所概要

事業所名称	訪問看護ステーション あざぶ
所在地	北海道札幌市東区北 22 条東 1 丁目 1 番 40 号
管理者	所長 旭 律子
電話番号	電話 011-712-0085 FAX 011-731-0559

### 3. 事業の目的と運営方針

#### 事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた病名や状態の方々に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

#### 運営の方針

- 訪問看護ステーション（以下 本事業所という）の看護師等は、利用者様の心身の特性を踏まえて、全体的な心身機能維持・回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援する。
- 事業の実施にあたっては、本事業所の指示医及び院内担当関係職、関係市町村、地域の保健・医療福祉機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### 4. 本事業所の職員体制（2024年5月1日現在）

職種	常勤	職種	常勤
管理者（看護師）	1名	理学療法士	1名
看護師	2名	作業療法士	1名

## 5. 営業日

営業日	月曜日～金曜日 ただし、祝日・年末年始（12月30日～1月3日）を除く 24時間対応契約の方は、この限りではありません。
営業時間	午前8時30分～午後5時30分 通常の訪問看護を行う時間は、午前9時～午後5時

## 6. サービス提供地域

通常の地域	札幌市東区・北区
-------	----------

## 7. サービスの内容

当事業所が、あなたに提供するサービスは以下の通りです。

訪問曜日	時間
曜日	: ~ :
曜日	: ~ :
曜日	: ~ :

- (1) 訪問看護の提供に際しては、主治医の指示に従います。
- (2) 訪問看護は、「訪問看護計画書」を立案し、計画的に提供いたします。
- (3) 訪問看護の提供は丁寧に行い、わかりやすく説明いたします。ご不明な点は職員に遠慮なく質問をして下さい。
- (4) 本事業所は主治医に対し、「訪問看護計画書」及び「訪問看護報告書」を提出いたします。また、札幌市に対し、必要時指示のある場合は、「訪問看護情報提供書」を提出いたします。

## 8. 利用料金

- (1) 別紙の料金表に基づきご説明を行い、ご請求いたします。  
交通費・医療保険請求・その他の利用料の定めがあります。ご説明と同意をもって、請求をいたします。
- (2) 利用料金のお支払い方法は口座振替でのお支払いとさせていただきます。訪問開始直後で口座振替手続きが間に合わない場合のみ現金による集金で対応させていただきます。
- (3) 交通費他は自費請求となります。医療保険請求は個々の保険種類と保険割合により算定した利用料を月末日締めで1ヶ月単位とし、当月分を翌月に引き落としとさせていただきます。
- (4) 指定訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病等の利用者様で指定難病受給者証をお持ちの方は、自己負担上限額に応じて、訪

問看護以外の医療費請求に累積し、自己負担が発生しない場合がありますので、月ごとに確認の上、ご説明いたします。

#### 9. 緊急時および事故発生時の対応方法

- (1) 緊急時及び状態の急変等が生じた場合は、緊急対応の上、事前の打ち合わせに基づき、利用者様のご家族、主治医への連絡を行い、医師の指示のもと速やかに対応いたします。
- (2) 本事業所の訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに主治医・利用者様のご家族への連絡を行い、必要な処置を講じます。事故の状況・措置および原因の解明と再発予防策について速やかに事業所内で検討し、札幌市への報告を行い、再発予防に努めます。
- (3) 本事業所の訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。当事業所は、損害賠償保険に加入しております。

#### 緊急連絡先

ご家族  
(代理人)

氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_  
連絡先 (昼) \_\_\_\_\_  
連絡先 (夜) \_\_\_\_\_

主治医

医療機関名 \_\_\_\_\_  
医師名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

#### 10. 災害発生時の対応

地震・風雪水害などの自然災害発生時、または、警報などが発令された場合は、サービスの提供を中止する場合があります。災害時の情報や被害状況を確認し安全を確認したうえで、利用者様の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

#### 11. 秘密の保持

当事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得た利用者様およびご家族に関する個人情報を正當な理由なく第三者に漏らすことはしません。秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続いたします。

#### 12. 虐待の防止・身体拘束の適正化について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、必要

な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会・研修を定期的実施しています。
- (3) サービス提供中に、当該事業所従業員または擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- (4) 当該利用者様の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束、その他利用者様の行動を制限する行為は行いません。身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者様の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録に残します。
- (5) 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

### 1 3. 感染症の予防及びまん延防止について

事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように次にあげる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びびまん延防止のためお対策を検討する委員会を年2回以上開催します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びびまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業員に対し、感染症の予防及びびまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

### 1 4. サービスに関する苦情申し立て窓口

本事業所が行う訪問看護サービスについてのご相談・苦情は、下記窓口にて承ります。

ご相談 窓口	訪問看護ステーション あざぶ 所長： 旭 律子 電話：011-712-0085 面談：札幌市東区北22条東1丁目1-40
-----------	---

円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理手順

- ・苦情があった場合は内容を記録し訪問担当者に事実確認を行います。
- ・事業所内で検討会を行い、問題点・対応について検討し、相談者に対し翌日までに具体策対応を行います。

・苦情処理の結果を記録し、再発防止の検討を行います。

#### 15、サービス利用に際しての禁止事項について

- (1) 事業所の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ、誹謗中傷などの行為
- (2) セクシャルハラスメントなど、ハラスメント行為
- (3) 職員の写真や動画撮影、録音、SNSへの投稿を無断で行う事
- (4) 上記の行為により健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は契約を解除させていただくことをご了承ください。

#### 16、サービス利用に際してのお願い

- (1) 訪問中の職員に対する飲食の提供は、事故防止、感染防止の観点からお断りしております。
- (2) ペットはゲージにいれる、リードにつなぐ等の配慮をお願いします。
- (3) 訪問中の喫煙はご遠慮ください。

令和 年 月 日

指定訪問看護の開始にあたり、利用者様に対して、重要事項説明書に基づいて重要事項を説明いたしました。

訪問看護ステーション あざぶ  
所在地 〒065-0022  
札幌市東区北 22 条東 1 丁目 1-40

(説明者) 氏名 \_\_\_\_\_ (管理者) 旭 律子 印

私は、本書面により、本事業所から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受けました。

利用者様 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

ご家族 (代理人)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 利用者との続柄 \_\_\_\_\_

2019 年 7 月改定  
2020 年 1 月改定  
2020 年 8 月改定  
2020 年 11 月改定  
2021 年 4 月改定  
2021 年 8 月改定  
2024 年 5 月改定  
2024 年 7 月改定